公示送達書

一宮市告示第478号
令和8年10月26日

一宮市長　中野　正康

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名	差押調書（謄本）

送達を受けるべき者	氏　　名
	山下　悠也
	以　下　余　白

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。